

社会福祉法人東海宏和福祉会役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東海宏和福祉会（以下「法人」という）定款第8条および第22条の規程に基づき、役員（理事及び監事）、評議員、評議員選任解任委員及び第三者委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員、苦情対応第三者委員の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員報酬の総額等)

第3条 役員に対して、各年度の総額が1,350万円を超えない範囲でこの規程に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

(理事長の報酬)

第4条 理事長に対する報酬の額は別に定めるとおりとする。

(理事の報酬)

第5条 理事に対する報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。

(監事の報酬)

第6条 監事に対する報酬の額は別表2に定めるとおりとする。

(評議員の報酬)

第7条 評議員に対する報酬の額は、別表3に定めるとおりとする。

(評議員選任解任委員及び第三者委員の報酬)

第8条 評議員選任解任委員及び第三者委員に対する報酬の額は、別表4に定めるとおりとする。

(交通費)

第9条 役員などが法人業務のための出勤、出席の交通費は、別表5に定め本会職員旅費支給規程を準用する。

付則

この規程は令和4年4月1日よりこれを施行する。

(役員費用弁償規程の廃止)

令和4年3月31日付けにて廃止する。

別表 1

(理事長以外の理事の報酬)

職 務	報 酬 額
理事会等会議への出席他、法人及び施設業務のための出勤	日額 20,000円

別表 2

(監事の報酬)

職 務	報 酬 額
理事会、評議員会等への出席他、法人及び施設業務のための出勤、監事監査のための出勤	日額 20,000円

別表 3

(評議員の報酬)

職 務	報 酬 額
評議員会への出席他、法人及び施設業務のための出勤	日額 20,000円

別表 4

(評議員選任・解任委員の報酬)

職 務	報 酬 額
評議員会等への出席他、法人及び運営業務のための出勤	日額 20,000円

(第三者委員の報酬)

職 務	報 酬 額
第三者委員会への出席	日額 20,000円

別表 5

(役員への報酬)

役 員	職 務	交通費
理事長	理事会等会議への出席他、法人及び施設業務のための出勤	実 費
理 事		実 費
監 事	理事会、評議員会等への出席他、法人及び施設業務のための出勤、監事監査の為の出勤	実 費
評議員	評議員会等への出席他、法人及び運営業務のための出勤	実 費
評議員選任解任委員		実 費
第三者委員	第三者委員会への出席	実 費